

## 自衛隊機の嘉手納飛行場一時使用及び日米共同使用等に反対する意見書

国土交通省による那覇空港滑走路改修工事に伴い、航空自衛隊那覇基地所属のF-4戦闘機が、一時的に米軍嘉手納飛行場を使用することが伝えられた。

それによると、滑走路改修工事は、平成16年度(10月から3月)及び平成17年度(9月から3月)の夜間に計画されており、自衛隊が実施する警戒監視及び対領空侵犯措置任務等は、工事期間中は6機を嘉手納基地に移駐させ、そのうち4機は24時間待機して行う予定とのことである。

嘉手納基地は現状でも、三年前にアメリカが開始したアフガニスタン攻撃や、昨年のイラク戦争などで、激しい訓練がおこなわれ一層危険性が増している。航空機の過密な離着陸によって、緊急着陸やフレアー、キャノピー、部品等の落下事故が相次ぎ、町民を不安と恐怖に陥れた。また、航空機による爆音はこの間、格段に激しくなって町民の健康被害も懸念される場所である。

このような状況下にあって、たとえ「一時使用」という名目であれ、自衛隊機が米軍嘉手納飛行場に移駐することは、米軍再編の動きの中で打ち出されてきた基地の「日米共同使用」の先取りとして、基地被害の一層深刻な拡大につながるものであり絶対に容認できない。

また、去る8月13日に起きた米軍大型輸送ヘリコプターの大学構内への墜落炎上事故によって巻き起こった「普天間飛行場の早期返還」を要求する県民の声を逆手にとって、普天間飛行場の「嘉手納基地統合案」の報道もあり、北谷町議会は、沖縄市、嘉手納町と共同してこれに断固反対するものである。

よって、北谷町議会は町民の生命・財産を守る立場から、いかなる理由があるにせよ、新たな基地機能の強化につながる自衛隊機の嘉手納飛行場の一時使用及び日米共同使用等をおこなわないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2004年9月30日  
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣	国土交通大臣	内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)
防衛庁長官	防衛施設庁長官	沖縄県知事 外務省全権特命大使(沖縄担当)
	那覇防衛施設局長	南西航空混成団司令